



四万十町公告第27号

## 公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年4月1日

四万十町長 中尾 博憲



記

### 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集4	四万十町広瀬字タテメ谷 7-1	20-4	山林	1.06	2024. 4. 1 ~ 2029.3.31	
集5	四万十町広瀬字一中ピラクチ 606-95	13-2	山林	2.90	2024. 4. 1 ~ 2029.3.31	
集6	四万十町広瀬字ナカ田谷 597-152	20-1	山林	0.32	2024. 4. 1 ~ 2029.3.31	

2 縦覧場所 四万十町農林水産課 林業振興室、四万十町公式ホームページ

3 本公告により、四万十町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。